

長野市戸別浄化槽管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市戸別浄化槽の管理に関する条例(以下「条例」という。)及び長野市戸別浄化槽の管理に関する条例施行規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、戸別浄化槽の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の規格)

第2 戸別浄化槽で設置する浄化槽は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、各戸ごとに、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽で、し尿浄化槽の構造(昭和55年建設省告示第1292号)の規定に適合し、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(その他特殊な排水)

第3 条例第2条第1号に規定するその他特殊な排水とは、国が定める合併処理浄化槽により処理可能な雑排水以外をいう。

(その他の設備)

第4 条例第2条第4号に規定するその他の設備とは、排水管に固着する洗面器、水洗便所のタンク及び便器並びに戸別浄化槽からの放流水を排除するために必要な排水管及びこれに固着する設備をいう。

(休止及び廃止)

第5 条例第12条に規定する休止とは、水道水及び水道水以外の水の使用を一時中止することで汚水が浄化槽へ流入しないことをいう。

2 条例第12条に規定する廃止とは、水道水及び水道水以外の水の使用をやめ、浄化槽を使用しないことをいう。

(既設の浄化槽)

第6 条例第26条に規定する既設の浄化槽とは、法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、各戸(共同住宅にあっては、共同住宅1棟をいう。)ごとに汚水(し尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く。))をいう。以下同じ。)を処理するため、個人が設置し管理しているものをいう。

(戸別浄化槽の管理区分等)

第7 戸別浄化槽は、国が定める処理対象人員が50人槽以下の浄化槽とする。ただし、長野市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認め

る場合はこの限りではない。

- 2 戸別浄化槽の範囲は、浄化槽（附帯機器類を含む。）及びこれを保護する構造物並びに浄化槽の前後1m以内に設置する点検口及び排水管（以下「浄化槽本体」という。）とする。
- 3 排水設備の設置及び管理に要する費用は、住宅等所有者又は使用者の負担とする。
- 4 戸別浄化槽からの放流水について、次の各号に該当する場合の協議及び協議により生ずる費用負担は、住宅等所有者又は使用者が行うものとする。
 - (1) 放流先に水域管理者又は水利権者がいる場合
 - (2) 地下浸透の場合
 - (3) 市道等を占用する場合

（既設浄化槽の管理区分等）

第8 既設浄化槽の譲渡により市が維持管理する浄化槽（以下「移行浄化槽」という。）の範囲は、浄化槽（附帯機器類を含む。）及びこれを保護する構造物並びに浄化槽の前後1mまでの排水管とする。ただし、浄化槽の前後1m以内に点検口がある場合は点検口までとする。

- 2 既設浄化槽の譲渡を申し出ようとする者は、次の各号の書類により事前に協議を行うものとする。
 - (1) 浄化槽設置届
 - (2) 過去3年間の保守点検、法定検査及び清掃の記録
 - (3) 放流水をポンプ又は地下浸透により排除している場合は、その関係書類
 - (4) その他管理者が必要と認める書類
- 3 市へ既設浄化槽が譲渡となった者は、規程第6条の例により排水設備工事計画確認申請書（様式第3号）を提出するものとする。
- 4 移行浄化槽からの放流水について、市への譲渡以前に交わされた放流先水域管理者や水利権者との取決めは、そのまま移行浄化槽の申出者又は使用者が継承するものとする。
- 5 移行浄化槽の管理範囲以外の排水設備の管理に要する費用は、住宅等所有者又は使用者の負担とする。
- 6 管理者は、移行浄化槽の改築更新が生じた場合は、新たに設置の申出があったものとみなし、条例の規定により住宅等所有者に分担金を賦課するものとする。

（事業年度、申出等の期限）

第9 戸別浄化槽の設置及び維持管理は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

2 条例第3条及び条例第26条第1項に規定する申出、設置工事及び維持管理は、次の各号によるものとする。

- (1) 設置の申出は、設置希望年度の前年度9月末までに申し出る。
- (2) 設置工事は、住宅等所有者が工事計画を承諾した年度以降に実施する。
- (3) 既設浄化槽の譲渡の申出は、譲渡希望年度の前年度9月末までに申し出る。
- (4) 移行浄化槽の維持管理は、市が申出を受けた年度の翌年度4月から実施する。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

(事前協議)

第10 住宅等所有者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ管理者と協議するものとする。

- (1) 処理対象人員が10人を超える場合
- (2) 用途が住宅以外の場合
- (3) 住宅等所有者と土地所有者が異なる場合
- (4) 放流水の排除にポンプが必要な場合
- (5) 住宅等所有者の希望により移設、改築（建築物の用途及び処理対象人員の変更に伴う改造を含む。）又は廃止する場合
- (6) その他管理者が必要と認める場合

(土地の無償貸与に関する契約)

第11 規程第3条及び第14条第2項に規定する土地の無償貸与に関する契約は土地所有者と締結するものとし、契約書は管理者が別に定める。

2 住宅等所有者と土地所有者とが異なる場合、住宅等所有者は土地所有者の同意を得るものとし、土地の無償貸与に関する契約は、土地所有者及び住宅等所有者と締結するものとする。

3 既設浄化槽の譲渡申出者と既設浄化槽の土地所有者とが異なる場合、譲渡申出者は土地所有者の同意を得るものとし、土地の無償貸与に関する契約は、土地所有者及び譲渡申出者と締結するものとする。

(戸別事業費及び標準事業費)

第12 条例第7条に規定する戸別事業費は、浄化槽本体設置工事費及びそれに必要な測量・設計積算費とする。標準事業費は、国の定める浄化槽市町村整備推進事業にある循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日）交付金対象事業費の算定の要領及び基準の基準額（別表4、区分：浄化槽、豪雪及び特別豪雪地帯欄）に1.2を乗じた額及び必要な測量・設計積算費とする。

(分担金の確定)

第13 条例第6条第2項に規定する分担金の額は、市の請負工事竣工検査に合格し目的物の引渡しとなった日をもって確定するものとする。

(移設、改築及び廃止)

第14 戸別浄化槽を、住宅等所有者の希望により移設、改築又は廃止する場合は、工事に要する経費の全額を住宅等所有者が負担するものとする。

(戸別浄化槽の毀損)

第15 戸別浄化槽を毀損した住宅等所有者又は使用者は、故意又は過失にかかわらず、その修理に要する経費の全額を負担するものとする。ただし、管理者が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。